

日常生活用具給付事業

電磁調理器・火災報知器・自動消火器のご案内

◎目的

ひとり暮らしの高齢者に対し、電磁調理器、火災報知器、自動消火器を給付することによって、火災を予防し、日常生活の便宜を図ります。

◎給付用具の内容

種 類	性 能
電 磁 調 理 器	電磁による調理器で、火を使わずに使用することができます。※専用のフライパン、やかん、鍋がつかます。
火 災 報 知 器	室内の火災を煙又は熱によって感知し、音を発し室内、屋外にも警報ブザーで知らせることができます。
自 動 消 火 器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火することができます。

◎対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で身体上・精神上の理由により出火時の対応や防火等の配慮が必要な方。

◎費用負担額

世帯の所得税額に応じて費用を負担していただきます。

◎給付の手続き

長寿福祉課、各支所、又はお近くの地域包括支援センターに備え付けの「在宅高齢者等支援事業申請書」で申請してください。

◎利用上の留意事項

- ・ 給付される用具はご自身の所有物となります。使用期間中の機器の破損、修繕、紛失につきましては利用者の負担となります。また転居、退居の際の撤去費用も利用者の負担となります。
- ・ 給付された用具を目的に反した使用、譲渡、交換貸付又は担保に供した場合、費用の全部又は一部を返還していただくことがありますので、ご注意ください。
- ・ 市営住宅にお住まいの方で自動消火器の給付を希望される場合は、市の住宅政策課へ「福島市営住宅模様替・増築申請書」を提出する必要があります。

《お問い合わせ先》

福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 TEL 525-7657

FAX 526-3678